

第4節

森林・農地・沿岸海域の環境の保全

1 森林環境の保全

1-1 森林の保全・育成

森林は木材の生産だけでなく、水源かん養、洪水、土砂災害防止などの機能をはじめ、地球温暖化防止等の地球的規模の環境保全機能を有し、さらに私たち人間に精神的な恵みをもたらす貴重な資産です。

この貴重な資産を次の世代へ引き継いでいくために、各種の施策を展開しています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林整備を実施するとともに、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林の造成など、公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めています。

(1) 森林計画制度の適正な運営

森林の有する公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-4-1のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成17（2005）年度には、北伊勢森林計画区の樹立と南伊勢森林計画の変更を行いました。また、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の作成を促進しました。

表2-4-1 地域森林計画区

森林計画区名	包括区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、桑名郡、いなべ市、三重郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡、度会郡
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

(2) 林業担い手の育成等

森林が公益的機能を高度に持続していくためには、森林を適正に管理・整備していく事業体を育成する必要があります。そのためには、従事者の育成確保が急務であり、事業の合理化と雇用、労働環境の改善を積極的に進めなければなりません。こうした事業体の中から三重県は、林業事業体を認定し、地域林業のリーダーとして一翼を担う団体を育てています。

また、林業経営等を推進しようと意欲的に活動している森林・林業・木材産業の後継者グループの取組を支援しています。

表2-4-2 三重県認定林業事業体数の推移

三重県認定林業事業体	H13	H14	H15	H16	H17
事業体数	47	52	51	51	51

表2-4-3 新規就労者数の推移

新規就労者数	H12	H13	H14	H15	H16	H17
人	33	53	25	32	40	23

(注) 40才未満の人を対象

表2-4-4 三重県内の林業研究グループ

組織数	20
会員数	389

(3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万ヘクタールに及ぶ人工林が造成されました。

これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況のなか、森林を生産林と環境林に区分し、環境林においては「森林環境創造事業」をはじめとする環境林整備事業を実施し、公益的機能の高度発揮を目指した、多様な森林づくりを

進めています。

(4) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

木をよく知ってもらうために、啓発用パンフレットの作成、新聞・雑誌等を活用した普及啓発を行いました。

また、木ともっと親しんでもらうために木工教室等を開催しました。

(5) 保安林の整備・管理

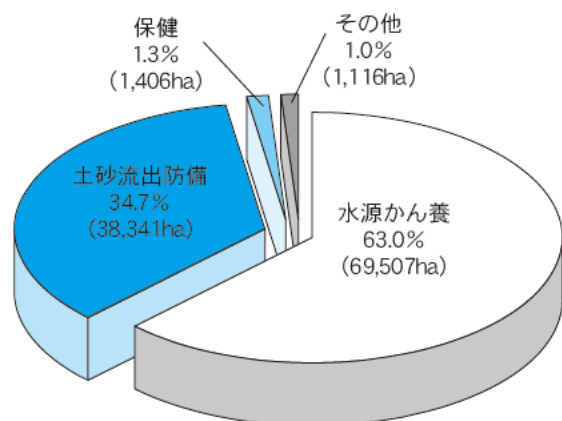
森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する三重県では、大変重要な役割を果たしています。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の29.5%に当たる110,370haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。

表2 4 5 保安林の役割と種類

主な役割	種 類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など
安らぎとうるおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

図2 4 1 保安林の現状 (平成17年度末)



(6) 林地開発許可制度による指導

昭和49（1974）年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、469件、6,708ha（平成17年度末）に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

表2 4 6 林地開発許可の状況 (平成17年度)

開 発 目 的	件 数	面 積
工場・事業場用地	1件	7ha
宅 地 造 成	—	—
ゴ ル フ 場	—	—
レジャ 施設用地	—	—
土 石 採 取	3件	10ha
そ の 他	9件	143ha
計	13件	160ha

昭和49年から平成16年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

(7) F S C 認証木材の流通体制の整備

- ・ F S C の森林認証は、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも持続可能な森林管理を推進している森林を認証して、その認証された森林から産出される木材、木材製品に特定の「環境ラベル（ロゴマーク）」を付けて流通させるものです。
- ・ 環境に配慮した持続可能な森林管理を推進するため、平成13（2001）年度より F S C の森林認証取得の支援を行っており、平成18（2006）年3月末現在、6事業体、認証総面積約11,000haで認証を取得し、日本一の取得件数となっています。
- ・ F S C 認証森林の増加とグリーンコンシューマリズムの高まりから、環境貢献度を木材製品の競争力のひとつとしてとらえ、ロゴマークの付いた木材製品の加工・流通体制の確立と市場の拡大に取り組んでいます。

1-2 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の確保、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林の整備を進めました。

(2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と豊かな森林資源を活用した都市と山村との交流促進を図り、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行っています。

平成17（2005）年度には、市町村等による集落林道等の生活基盤の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

表 2 4 7 林業地域の生活基盤状況

実施地区	内 容
飯 高 (H13～17)	(林道) 峯ヶ谷大崩線、くまが池線 地之添福本線、七日市乙菓子線 (生活) ふれあい夢広場
熊 野 (H13～17)	(林道) 大井川線、高代山線 (生活) 評議峠線、防火水槽

1-3 森林の公益的機能の向上

森林は、水源のかん養、土砂災害防止をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は木材生産活動を通じて、その役割を担ってきました。

しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の悪化、高齢化等による担い手不足のため、放置される森林が増加するなど、林業経済活動による森林の公益的機能の発揮は困難になり、森林の機能低下が進み、県民生活への重大な影響が危惧されています。

このため、平成17（2005）年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山

地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

2 農地環境の保全

2-1 農地保全活動の推進

中山間地域において三重県型デカップリング、中山間地域等直接支払により多様な保全活動を促進し、農地の持つ公益的機能の増進を図っています。

2-2 農地の保全・整備

(1) 環境保全型農業の推進

農業の基盤である農地は人々が必要とする食料を供給するとともに、洪水防止、地下水かん養、景観保持などの多面的機能をあわせもっています。また農村は、農地と一体となり小川や里山等の失われつつある自然を残す貴重な集落環境を有しており、このような美しい景観や広々とした空間によって心の安らぎが得られる農村の役割が認識されています。

三重県では「三重県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、各種技術の開発・活用等による化学肥料、農薬投入量の節減、家畜ふん尿など農業活動等から排出される未利用有機資源の利用・リサイクルの強化及び農業・農村環境に配慮した農村の整備等を推進しています。

平成11（1999）年度には持続的農業法をはじめとする環境3法（持続的農業法・改正肥料取締法・家畜排せつ物法）が整備され、特に持続的農業法においては、土づくり技術・減化学肥料技術・減農薬技術の3技術を総合的に実施する生産方式を三重県導入指針に定め、この指針に基づき環境保全型農業実践者を認定する制度（エコファーマー認定制度）が創設され、技術研修会等を通じて環境保全型農業技術の普及に努めるとともに、エコファーマーの認定促進を行っています。また、生ごみ等有機性廃棄物の循環利用の推進を図っています。

なお、市町村、農業団体における環境保全型農業の取組に対する支援・指導を行いました。

土壌に関しては、施肥による環境負荷を低減させるため、適正施肥の目安となる施肥基準を改定し、関係者へ周知を図りました。

(2) 農業の担い手の育成

近年、地域農業は兼業化・高齢化の進展から生

表 2 4 8 環境保全型農業の推進対策の実施状況

区 分	実施主体	内 容
環境保全型農業の推進指導・啓発	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○コンポストマイスタ 研修の実施 ○認定農業者（エコファーマ）制度の啓発 ○認定農業者（エコファーマ）の認定758人 ○環境保全型農業優良事例調査実施 ○農薬安全使用研修会開催（農薬管理指導士育成ほか） ○農薬廃液等適正処理指導 ○空中散布の安全指導
	農協中央会	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全型農業優良事例調査実施 ○シンポジウム開催（東海管内：愛知・岐阜と共催）
地域環境保全型農業の推進	市町	○実証展示設置（1市、刈草たい肥ほか）
技術支援	三重県	○病虫害発生予察情報提供（FAXサービス・ホームページ）
環境保全型土壌の管理対策	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的な施肥法確立のための機能性肥料現地実証試験の実施 ○有機質資源の施用基準設定調査の実施

産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、若い元気な農業の担い手の確保育成が必要となっています。

三重県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、認定農業者の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者は2,003戸（平成18（2006）年3月末現在）で、認定農業者への農地集積面積は11,878ha（平成17（2005）年3月末現在）となっています。

平成17（2005）年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手農家を育成するための諸対策を実施しました。

(3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。平成17（2005）年度には、モデル市町村において、実態調査の実施と活用計画を策定しました。また、各地域ではボランティアによる花づくりの実践など、独自の取組による耕作放棄地の解消を進めています。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

近年、畜産業の大規模化等による家畜ふん尿量の増大、労働力不足により、適正なふん尿処理をスムーズに行うことが困難となり水質汚濁関連の環境問題が発生しています。

また、県、市町、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行うなど、環境問題の改善・防止に努めています。

3 沿岸海域環境の保全

3-1 漁場の保全・改善

(1) 漁場保全対策の推進

英虞湾、五ヶ所湾などの内湾域は、養殖漁場として古くから活用されてきましたが、水質の悪化が進み、赤潮や貧酸素水塊の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

このため、底質改良剤の散布に対して助成を行ったほか、英虞湾では平成12（2000）年度から浚渫事業を実施し、平成13（2001）年度からは伊勢湾において底質改善事業を実施しています。

(2) 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト

海の環境に影響を与える要因は、陸域も含めて様々な人間活動によって生じてくるものであり、非常に幅の広い分野と関係しています。

平成17（2005）年度には、住民の参画・協働による閉鎖性内湾や流域に対する環境保全を進め

第2章 人と自然が共にある環境の保全

るため、県民やNPOが主体となっていく、山川海でのさまざまな体験等の取り組みについて支援を行い、人づくり、組織づくりを進めるとともに、海の恵み情報、海の情報、市民グループ・学校等の活動報告や流域の環境監視情報等の共有化を進めました。

(3) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的の事故も後を絶たない状況にあります。

ア 赤潮の発生状況

平成17（2005）年の赤潮発生延日数は177日、赤潮による漁業被害は2件でした。

(ア) 伊勢湾海域

赤潮発生件数は17件、発生延日数は88日で、前年と対比すると件数は同じだったものの、発生延日数は18日増加しました。

(イ) 志摩度会海域

赤潮発生件数は19件、発生延日数は81日で、前年と対比すると件数で1件増加したものの、発生延日数は47日減少しました。

(ウ) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は7件、発生延日数は8日で、前年と対比すると件数では1件減少し、発生延日数も20日減少しました。

表2 4 9 赤潮発生件数の推移

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17
発生件数	30	25	32	28	43	43

イ 油濁等による突発的漁業被害の発生状況

平成17（2005）年度においては油漏れやその他突発的の事故による漁業被害はありませんでした。

なお、平成17（2005）年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(4) 漁場環境の改善

三重県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するた

め、平成17（2005）年度には、次のような事業を実施しました。

表2 4 10 平成17年度の漁場環境の改善事業

事業名	事業内容	事業主体	実施場所
漁場環境保全創造事業	汚泥浚渫	三重県	英虞湾
	底質改善	三重県	伊勢湾
県単沿岸漁場整備事業	底質改良剤の散布	神明真珠養殖漁協他2漁協	志摩市他1町

3-2 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、三重県においても減少しているため、藻場の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等により、漁場環境が悪化し効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、平成17（2005）年度は、伊勢湾2期地区及び熊野地区において藻場の造成を実施しました。

2章 4節

● 森林・農地・沿岸海域の環境の保全